

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
柴田町	船岡・新田・上名生	令和4年3月	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	76.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	54.3ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	44.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.3ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・離農者・兼業農家が多く、後継者も少ないことから、10年後は規模縮小・離農して農地を貸したい人が増える傾向。条件的に圃場整備も難しいことから、まずは農地の集積・集約化を図りたい。
・並松地区は農地耕作条件改善等の要望がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の認定農業者1経営体のほか、10名の中心経営体及び、入作者が耕作している。
しかし10年後には、ほとんどの中心経営体が65才以上となり、後継者候補も少ない状況である。
近隣地区では、ほ場整備事業に併せて農業法人が設立されており、広域連携という観点からも、他地区担い手への農地集積を図る方針である。
並松地区では、並松地区水田利用調整会議が発足し、集積集約に向けた話し合いが進められている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	個人AK	稲作	4.6 ha	稲作	10.0 ha	
	個人YM	稲作	0.5 ha	稲作	0.5 ha	
	個人KS	稲作・野菜等	3.6 ha	稲作・野菜等	5.0 ha	
	個人TF	稲作・野菜等	2.8 ha	稲作・野菜等	3.0 ha	
	個人TH	稲作	0.2 ha	稲作	0.2 ha	
	個人AR	稲作・野菜等	1.3 ha	稲作・野菜等	2.0 ha	
	個人AS	稲作・野菜等	1.1 ha	稲作・野菜等	1.1 ha	
	個人KY	稲作・野菜等	0.6 ha	稲作・野菜等	0.6 ha	
	個人NK	稲作・野菜等	2.0 ha	稲作・野菜等	2.0 ha	
	個人MH	稲作	2.1 ha	稲作	2.1 ha	
認農	個人KF	稲作	4.5 ha	稲作	4.5 ha	
認法	法人S	稲作・野菜等	1.7 ha	稲作・野菜等	2.0 ha	
認法	法人O	稲作・野菜等	0.3 ha	稲作・野菜等	4.0 ha	
	法人B	稲作	0.4 ha	稲作	10.0 ha	
計	14経営体		25.6 ha		47.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

